

事例番号:330108

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 0 日

6:55 陣痛発来のため搬送元分娩機関に入院

超音波断層法で羊水過多(羊水ポケット 9cm)を認める

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

13:23 人工破膜

13:24- 胎児心拍数陣痛図で、胎児心拍数 60 拍/分前後の徐脈を認める  
内診で臍帯脱出を認める

13:36 吸引を試みるが実施できず

14:00 臍帯脱出のため当該分娩機関へ母体搬送され入院

14:13 臍帯脱出、胎児機能不全の適応で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯 93cm

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 0 日

(2) 出生時体重:3900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析: pH 6.98、BE -18mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（ハック・マスク、チューブ・ハック）、気管挿管

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死、新生児低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見：

生後 8 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### <搬送元分娩機関>

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 2 名、准看護師 1 名

### <当該分娩機関>

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 6 名、小児科医 3 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：助産師 4 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、臍帯脱出による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 臍帯脱出の関連因子として羊水過多、過長臍帯、および人工破膜の可能性を否定できない。

(3) 臍帯脱出の発症時期は、妊娠 40 週 0 日 13 時 24 分頃であると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

妊娠経過中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 40 週 0 日、陣痛発来のため入院としたこと、および入院後の対応(内診、超音波断層法実施、分娩監視装置を装着し経過観察としたこと)は、いずれも一般的である。
- イ. 13 時 17 分に内診で子宮口全開大、児頭の位置 Sp±0cm を確認後、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、児頭が固定し子宮口が全開大となり、胎胞が膣口付近まで下降したため、分娩促進のために 13 時 23 分に人工破膜を行ったことは一般的である。
- ウ. 13 時 24 分に臍帯脱出を確認した後の対応(酸素投与、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、内診指で児頭を挙上し骨盤高位、NICU へ連絡)は一般的である。
- エ. 臍帯脱出確認後の 13 時 28 分、「診療体制等に関する情報」によると、緊急帝王切開ができない施設で、母体搬送に優先して、急速遂娩のために臍帯を子宮内に戻し吸引分娩を試みたことは一般的ではない。

## (2) 当該分娩機関

- ア. 来院時、臍帯脱出、胎児機能不全の適応で帝王切開を決定し、救急車到着から 13 分後に児を娩出したことは適確である。
- イ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- ウ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)、および当該分娩機関 NICU に入室としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

- ア. 臍帯脱出時には、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に沿って行うことが望まれる。
- イ. 観察した事項に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】診療録に、吸引時の児頭の位置についての記載が認められな

かった。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。